

障害者雇用促進企業登録申請の手引き

和歌山県会計局総務事務集中課

①障害者雇用促進企業とは、次のすべてに当てはまる事業者のことをいいます。

- 和歌山県物品の購入、役務の提供等の競争入札参加資格を有すること
(ただし、役務の提供については優先調達の対象ではありません)
 - 和歌山県内に本店、支店、営業所等を有すること
 - 県内事業所において過去1年間の各月の初日において、下記の雇用状況を満たしていること
 - ・従業員数が40.0人以上の場合
→県内事業所において、障害者雇用率が5.0%以上であること
 - ・従業員数が40.0人未満の場合
→県内事業所において、障害者を1人以上雇用していること
- ※1 障害者雇用率については、障害者雇用状況計算書(第2号様式)により計算してください。
- 2 従業員数は、県内事業所だけでなく、事業主が雇用するすべての従業員が対象となります。

②提出方法

指定の様式(第1号、第2号)に必要な事項を記載して、県庁総務事務集中課へ提出してください。(郵送又は電子メール)

③申請書の受付期間

随時申請 令和8年8月31日まで
(郵送の場合は当日消印有効)

④有効期間

随時申請 登録を認められた日から令和8年12月31日まで
※ただし、登録の要件を満たしているか、年に1度確認します。

⑤その他

登録された場合、要綱の5の規定に基づき名簿を公表します。
登録された場合であっても、必ずしも受注に結びつくとは限りませんので予めご了承ください。

問い合わせ先
和歌山県 総務事務集中課 物品班
〒640-8585 (県庁専用)
和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地
電話 073-441-2291~2294 (直通)
メール buppin1202002@pref.wakayama.lg.jp

留意事項及び記入要領

◎ 障害者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）

- 1 申請者業者 I D
競争入札参加資格者名簿に記載された業者 I D を記入してください。
- 2 所在地、商号又は名称
競争入札参加資格審査申請書の申請者欄に記載した内容で記入してください。
- 3 業種
日本標準産業分類による業種を記入してください。
- 4 常用雇用労働者の数
県外事業所も含め、事業主が雇用する全従業員数（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の規定による除外率により算定した従業員数）を記入してください。
- 5 県内の事業所数
県内に所在地を有する本社、支社、支店、営業所、工場、事業所等、全ての事業所等の合計数を記入してください。
- 6 その他
厚生労働省所管のハローワークへ直近に提出した障害者雇用状況報告書の写しを添付してください。

◎ 障害者雇用状況計算書（第2号様式）

- 1 障害者雇用状況計算書は、障害者の雇用の促進に関する法律施行規則（昭和51年労働省第38号）第8条に準じ、県内事業所の状況について記入してください。県内に複数の事業所等がある場合は、それらを合計し作成してください。
- 2 商号又は名称、所在地
第1号様式に記載した内容としてください。
- 3 除外率
別表「除外率設定業種および除外率」の該当する率を記入してください。該当しない場合は「0」と記入してください。
- 4 障害者雇用算定年月
申請月の前月以前1年間とします。
- 5 常用雇用労働者数（A）
常用雇用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。ただし、雇用保険上の「短時間労働被保険者」であるものについては含まれません。
ア 雇用期間の定めのない労働者
イ 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者

ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者

注1 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱を行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

注2 パートタイム労働者や生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

6 短時間労働者（B）

短時間労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる方ですが、具体的には少なくとも次の要件に該当することが必要です。

ア 1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満であること

イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

7 常用雇用労働者数（C）

常用雇用労働者数（A）と、短時間労働者数（B）に0.5を乗じて得た数の合計を記入してください。

8 算定基礎労働者数（D）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる県内事業所の労働者数です。

$C - C \times \text{除外率} \div 100$ で算出した人数を記入してください。下線部の数に1人未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨ててください。

9 常用雇用障害者数

Aに記入した人数のうち、障害者である常用雇用労働者の数を各区分により記入し、次の算式により算出し、計（H）に記入してください。

$$(E \times 2) + F + G$$

10 短時間雇用障害者数

Bに記入した人数のうち、障害者である短時間労働者の数を各区分により記入し、次の算式により算出し、計（L）に記入してください。

$$I + (J \times 0.5) + K$$

11 障害者雇用率（N）

次の算式により算出し、小数点以下2桁を四捨五入してください。

$$M \div D \times 100$$

※ 県外事業所を含めた常用雇用労働者の数（第1号様式 2欄）が40.0人以上の場合、全ての月において、障害者雇用率（N）が5.0%以上であることが必要となります。

（40.0人未満の場合は、全ての月において、障害者雇用状況の合計（M）が1人以上であることが必要です。）

※ この様式は、1年ごとに同様に作成し、提出してください。

【参考】

障害者の規定

1 身体障害者

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者及び7級の障害を2つ以上重複している者とします。

2 重度身体障害者

身体障害者のうち1級又は2級の者及び3級の障害を2つ以上重複することによって2級に相当する障害を有する者とします。

3 知的障害者

児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。

4 重度知的障害者

知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障害者に該当することとなります。

ア 療育手帳で程度が「A」とされている者

イ 児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている者

ウ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

5 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

除外率（経過措置）

別表

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 別表第4(附則第1条の3関係)

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	10%
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	20%
港湾運送業	25%
鉄道業 医療業 高等教育機関	30%
林業（狩猟業を除く。）	35%
金属鉱業 児童福祉事業	40%
特別支援学校（専ら資格障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%
石炭・亜炭鉱業	50%
道路旅客運送業 小学校	55%
幼稚園 幼保連携型認定こども園	60%
船員等による船舶運航業等の事業	80%

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において分類された業種区分によるものとする。